

令和2年度第4回 札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2021年3月29日（月）午後3時開会

場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

出席者：委員 10名

松久委員長、阿部委員、飯田委員、貝澤委員、北委員、
栗原委員、多原委員、永宮委員、本田委員、八代委員

札幌市 9名

市民生活部長、アイヌ施策課長、企画係長、制度担当係長 ほか

傍聴人 7名

1. 開 会

○松久委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第4回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催します。

初めに、事務局からご連絡がありますので、よろしくお願いします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の大場です。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

まず、新任の委員についてご紹介させていただきます。

令和2年9月1日付で退任いたしました小樋山委員の後任といたしまして、サッポロビール株式会社様より栗原委員に着任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原委員 栗原でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（大場アイヌ施策課長） よろしくお願いします。

次に、委員会の成立について確認させていただきます。

委員会規則第4条第3項におきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、本日は、委員全員にご参加いただいておりますので、会議は成立しております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、次第、次に、資料1、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」素案市民意見募集実施結果、資料2、第2次札幌市アイヌ施策推進計画、資料3、令和3年度札幌市アイヌ施策について、資料4、新旧対照表、最後に、資料5、アイヌ施策推進地域計画となっております。

資料に不足がございましたらお知らせ願います。

2. 議 事

○松久委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

第2次札幌市アイヌ施策推進計画について報告、説明をお願いいたします。

○事務局（山本制度担当係長） アイヌ施策課制度担当係長山本と申します。よろしくお願いいたします。

私から、第2次札幌市アイヌ施策推進計画に関しましてご説明させていただきます。

本件では、お配りしております資料1、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」素案市民意見募集実施結果、それから、資料2、第2次札幌市アイヌ施策推進計画につきまして、ご報告と併せて簡単に説明をさせていただきます。

前回、半年ほど前になりますが、昨年9月に当委員会を開催しました時点での状況としては、それまでご審議いただいております内容を基に第2次札幌市アイヌ施策推進計画の素案を作成したところでございます。

委員会開催後の経過としましては、現局以外の関係部署も含めまして、庁内、札幌市役

所内でさらに内容の整理を行いまして、昨年12月、札幌市議会の場で計画素案に関する報告を行いました上、市民の皆様に、この計画の素案に関してご意見を募集いたしますパブリックコメントの процедуруを実施したところでございます。

お配りいたしました資料1は、このパブリックコメント手続の実施結果や、お寄せいただきましたご意見を踏まえた計画素案の修正内容などを掲載したものになります。

この実施結果につきましては、既にご報告という形で事前に皆様には資料を送付しておりましたので、本日は要点のみ説明をさせていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

今回実施しましたパブリックコメントは、1の(1)実施概要のとおり、昨年12月24日から年末年始を挟みまして、1月27日まで、計35日間に渡り実施いたしました。ご意見の提出件数は、(2)意見募集結果のとおり63件、意見の件数は178件となっております。

続きまして、2ページ、計画素案の修正点ですが、お寄せいただきましたご意見を踏まえまして、計画の第5章に掲載いたしました具体的な取組に関する説明について、2点修正を行いました。

修正点1点目は、アイヌ民族の食文化に関する取組はないのかという主旨のご意見をいただいたことを踏まえて、札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備、こちらの取組が、まさに食文化を主題とした内容であるということを示したものになっております。

続きまして、修正点の2点目は、海外の先住民族との交流に関する提案のご意見がいくつかありましたことを踏まえて、推進施策「アイヌ文化の体験・交流の機会創出」、こちらを推進していく視点が国際的な交流も視野に入れたものであるということを示したものになっております。

お寄せいただきましたご意見の概要とそれに関する札幌市の考え方につきましては、3ページ目以降、資料のとおり整理したところでございます。

こちらの資料につきましては、本日から札幌市のホームページなどで公表を開始しておりますので、この場で併せてご報告いたします。

なお、この次にご説明いたします、資料2、計画本書も含めまして委員の皆様事前に資料を送付しまして、内容のご確認をいただく中で、文章表現の工夫の仕方などに関していくつかご意見をいただいたところでございます。

表現の仕方として様々なやり方があると存じますが、資料でご指摘のとおりとしていない部分につきましては、ご容赦いただきたいと思います。

資料1に関する報告等は以上になります。

続けて、資料2の第2次札幌市アイヌ施策推進計画につきま説明させていただきます。

本計画につきましては、一昨年前の10月以降、当委員会で6回に渡りご審議をいただいておりますが、先日ご案内を差し上げておりましたとおり、本日の委員会に先立ちまして、策定の手続を終えたところですので、まずはそのご報告をさせていただきます。

第2次札幌市アイヌ施策推進計画につきましては、本日の委員会の後、所要の手続が済み次第、札幌市のホームページなどで公表する予定ですが、冊子の形での配布につきましては、印刷などの準備にある程度の時間がかかるため、新年度開始以降、早くても4月下旬頃になると見込んでおります。

計画の内容説明につきましては、今回、この場では割愛させていただきますが、今後、この委員会に関わる部分といたしまして、本書の39ページ、第6章、計画の推進についてのみ、簡単にご案内をさせていただきます。

こちらでは、1番、計画の推進体制として、この委員会を、本計画に掲載いたしました各施策の進捗状況に関する検証の場と位置づけております。

また、2番、計画の進行管理では、計画期間内の年度終了ごとに、当委員会におきまして、施策の進捗状況などに関する検証を行うこととしております。

計画が出来上がったということで、一つの節目を迎えたわけではありますが、今後も、この委員会におきまして、本計画の各施策についてご審議の機会をいただくことを予定しておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告案件の第2次札幌市アイヌ施策推進計画について説明は以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの、事務局からの報告、説明につきまして、ご意見、ご質問、出来上がりました第2次推進計画についてのご感想など、ございませんでしょうか。

○飯田委員 最初に感想です。

この推進計画の表紙は、すごく見栄えがよく、よいなと思いました。

それから、市長の挨拶も、原案を作成された部局なのでしょうけれども、非常に分かりやすく、全体像をイメージできる内容になっていましたので、これも好感を持って受け止めました。

もう一つの感想は、パブリックコメントの結果を送っていただいて、私も書かれている範囲では読みました。ある意味では非常に考えさせられるというか、刺激を受けるというか、そういう内容が多々含まれていて、全体としては、施策を推進するような内容としての意見と、疑問を持つとか否定的に考える方々と、大きく二つに分かれているのだろうと読み取れました。

その上で、質問と要望をします。

質問は、実施結果の最後のところ、最後のページで、計画素案に関すること以外については、何も触れられていないし、触れる必要もないのだろうなどは思うのですが、その他の一番上にあるアイヌ施策推進委員会に関するご意見というのが8件くらい来ているわけです。

そうすると、私個人としては、この推進委員会の構成に関するような意見とか、その他を含めていろいろ言われているのかなと想像しますけれども、もし発表できる内容があるのであれば、それを教えてもらいたいというのが質問の一つです。

次に、要望になるのですけれども、意見を出された方に対して、札幌市の考え方というのは、書かれるスペースとか書かれる内容から言えば、こういうことで処理するしかないというのはよく分かるのです。ただ、具体的に疑問を持たれた方々、否定的に考えられる方々が札幌市の考え方を読んで、それを対応として聞くというのは分かるのだろうけれども、納得できるのかとか、理解が深まるのかと考えると、私自身は若干考えるところがあって、別な手段でももう少し内容を検討してもよいのではないかと、ここでのことでは終わりだけでも、今後の活動上として、施策推進の理解を深めるとか、施策推進委員会に対しての意義をよく理解してもらおうとか、そういう活動上の方向を少し考えたほうがよいのではないかと率直に思いました。

こういう意見や疑問にかみ合った形での返し方というか、そういうことをやることによって、より施策の推進をすることを考えられる方々について、支持する人たちを増やしていけるし、意義や根拠などもよく分かってもらえるのではないかと。具体的に言えば、場合によっては、Q&Aのパンフ形式もよいのではないかと思います。

こういうことに対して、疑問や否定的な意見を持っている人たちに、いろいろ丁寧に答えていくような、あるいは学習会とかパネルディスカッションみたいな形も含めて、とにかく一定数こういうふうを考える方々がいるということははっきりしたわけだから、そういう人たちの理解を深める、あるいは、それを聞いている一般の市民の方々の理解が深まっていくような、対応上のことを、今後、何らかの形でやっていくことも必要かなと思っているというのが1点です。

もう1点は、施策推進のほうの関係で言うと、意見のNo 24と25です。ページ数で言うと、7ページです。私も非常に大事な指摘だと思うのです。

自分たちの生活の上でどういう関わりが歴史的にもあって、身近なこととして理解できるかということで、推進していく上での方向としては、重視してよい指摘だと思います。

その上で、私自身で言えば、アイヌ語の札幌市の地名物語みたいなパンフなど、以前からいろいろ本を出されている方がいるのですけれども、そういったふと見て普通の市民の理解が深まるようなやり方をしていただけたらと思うのです。

というのは、たまたま私の住んでいるところは、昔、八垂別というところで片仮名で書いてあるのですが、その八垂というのは、アイヌ語で何なのだろうというのを調べてみたというのか、知里さんの本を読んでも、淵とかそういう意味で、文字どおり、今の川に沿っているという意味とぴったりと位置する名前、ああ、そうなのだと。歴史的な意味では、藻岩も有名ですね。円山が藻岩であってという話ですが、そういうことを含めて、自分の周りの生活施設やいろいろなところで重なっていることが分かるような、せっかく交付金が出て、市民に理解を深めようということをやられるわけだから、そういうことがあってもよいと思います。今日、たまたま1階を見てきたら、こういう文化財のパンフレットをうまく出していますけれども、こういうようなものでも、うまく市民に伝わる、No 24、25、あるいは地名を含めてのことを今後考えていただけたらなということで

発言しました。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまのご意見、ご質問につきまして、事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局（山本制度担当係長） まず、ご要望の部分につきましては、そのとおり受け止めさせていただくという考えでございます。

また、ご質問について、資料1の最後のページにあります委員会に関する意見として、どのようなご意見があったのかということですが、大きく言いますと、当委員会委員の選任の仕方ですとか、そういったところに関するご意見があったものと記憶しております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○阿部委員 パブリックコメントの関連で、4ページに、No5として、アイヌ民族は先住民族ではないと、No6にアイヌ民族に対する差別は存在しない、この2点については、ここに書いてくれと言っているのではないですが、権利宣言が採択された年に、北海道アイヌ協会としても、国連の定義というものを全道の市町村にも配っております。

北海道アイヌ協会が各支部に当時配っております。

それから、ILOの169号条約という国際法にもあるということも全て配っておりますので、その辺は何らかの形でこれから市民にご理解していただくべきではないか、国連の定義について日本政府も認めているわけですから、これをお願いしたいと思いました。

それから、No6ですけれども、アイヌ民族に対する差別は存在しないという問題で、こんなことをまた言われるのかなと思って非常に驚いているのですが、実は、今月、日本テレビの「スッキリ」という番組でアイヌ差別のことがありました。私は、それなりにそういう立場でこういうことを言うておりますけれども、実は日本テレビは2回目なのです。1回目は、1994年の正月元旦であります。有名なビートたけしさんが、自分たちのグループで、伊藤久男さんの「イヨマンテの夜」という歌を流しながら、そこでメンバーをすごい格好で、男性の下半身に突起物をつけて踊らせたのです。これは、全国のアイヌが大変怒りました。

東京のレラの会という会が日本テレビに直接抗議に行って、全国の声もまとめて、日本テレビに抗議いたしました。そうしたら、日本テレビは、本当に申し訳なかったと言って謝りました。

ご存知かと思うのですけれども、イヨマンテというのは、熊送りの儀式と言いまして、アイヌにとっては一番大事な儀式なのです。それを、何ということをするのだと私たちも言ったことあるのですが、これをまた一回監修しておきながら、さらにテロップをつけて、字幕をつけて、ああいう具合にしたということは、監視体制というか点検体制が全然なっていないのではないかとということで、官房長官にまでお話しさせていただきましたけれども、私は、2回やったということを知らないと初めてやっているのかなと、皆、思っているらしいです。これは事実と違いますので、書籍にも本にもいっぱい書かれてございます

ので、札幌市もこの本を持っていると思いますが、北海道新聞の記者で小笠原さんという方がアイヌ民族差別問題読本を出したときに、このことを明確に書いてありますから、1994年の正月元旦の出来事であります。

こういうことも、市として、こういう問題があったときに資料として持っていられば、市民から問合せがあったときもお答えできるのではないかとアイヌ協会としても考えています。

よろしく願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○多原委員 私も、パブリックコメントについてです。63人から、意見の件数は178件あります。しかし、いわゆるアイヌ施策に関して否定的な意見と思われるようなところの件数が多くなっていると感じます。今、阿部委員もおっしゃったように、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」も採択され、国も「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」でアイヌを先住民族として認めています。にも関わらず、この時期にこのような数字が出るという事に驚いております。

内閣府が実行した調査の中で、アイヌ民族を先住民族だと知っているということが非常に多くありました。理解が広まったのかと思っておりましたが、これを見ると、中身がどうなのかという感じがします。

そこで、ほかにも様々なアイヌ施策を進める上について、たくさんの意見が出ています。こういった意見を踏まえながらアイヌ施策を実施していただきたいと思います。

繰り返しの苦言になりますが、アイヌ民族に対する差別は存在しないと当事者ではない人が言うというのはどういう感覚なのかと思います。

このようなことから、さらにアイヌの正しい歴史を学ぶ機会を増やしたり、行政がしっかりと発信できる施策を行っていただきたいと思います。

要望です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 この間、委員の皆様からは、広範に渡る貴重なご意見をいただきました。

事務局におかれましては、それらのご意見を踏まえ、また、パブリックコメント等を通して寄せられたご意見も視野に入れ、大変丁寧な作業をしていただき、立派な第2次札幌市アイヌ施策推進計画が出来上がりましたことを大変うれしく思っております。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議題(2) 令和3年度札幌市アイヌ施策について、ご報告、ご説明等お願いします。

○事務局(一條企画係長) アイヌ施策課企画係長の一線です。

私から、令和3年度札幌市アイヌ施策につきましてご説明をさせていただきたいと思

ます。

資料3、「令和3年度札幌市アイヌ施策について」をご覧ください。

こちらの資料につきましては、令和3年度に実施をします、アイヌ施策について、先ほどご説明をさせていただきました第2次札幌市アイヌ施策推進計画の体系に沿って整理をしたものになります。

まず、1ページ目の施策目標1「アイヌ文化の保存・継承・振興」の推進施策1「アイヌ文化の継承と人材育成」をご覧ください。

こちら、令和3年度の予算につきましては、今年度から約180万円増額をしております、増減の理由といたしましては、①に記載しておりますアイヌ民族を対象とした体験講座の開催費用を新たに計上したのになります。

それでは、各施策の説明に移りたいと思います。

①のアイヌ文化体験講座の実施では、ただいまご説明しましたとおり、アイヌ民族を対象とした体験講座を実施する予定でございます、具体的な内容などにつきましては、今後検討を進めていきたいと考えております。

②アイヌ文化振興・保存・伝承活動への補助では、アイヌ文化の振興・保存・伝承に関わるものに対して補助を行いますほか、③のインカルシペ・アイヌ民族文化祭開催の支援では、アイヌ民族シンポジウムですとかアイヌミュージックコンサート等の実施に係る事業に対して補助を行っていききたいと考えております。

次に、推進施策2の「アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生」に移りたいと思います。

令和3年度の予算につきましては、今年度から約240万円増額しております、増減理由につきましては、②の林産物の資源調査費用を新たに計上しているものでございます。

①のイオル再生事業の実施では、例年に引き続きまして、自然素材の育成や、アイヌ民具や料理などの各種体験講座を開催していく予定でございます。

②の林産物の資源調査の実施では、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野から採取する前段階の取組としまして、採取希望範囲における、林産物の資源量を調査するものでございます。

次のページに移りまして、施策目標2「アイヌ民族に関する理解の促進」の推進施策1「アイヌ民族に関する啓発活動の推進」に移りたいと思います。

令和3年度の予算は、例年とほぼ同額となっております。

①アイヌ文化体験講座の実施では、今年度は刺繍や木彫りの講座を15講座ほど開催しております、来年度も同程度の開催を見込んでおります。

②大型イベントと連携した情報発信では、夏祭りやオータムフェスト等のイベント時に、アイヌ民族の公式舞踊等を披露していきたいというふうに思っております。

③アイヌアートモニュメントの制作・展示では、公募した市民が、アイヌ民族刺繍作家の指導の下、タペストリーを共同制作し、札幌駅前通地下歩行空間に展示をしております

タペストリーの入替えを行っていきたいと思っております。

④「イランカラプテ」キャンペーンの推進では、市役所本庁舎1階ロビーに展示をしておりますタペストリー展示什器裏にフィルムシートを継続して設置をしていくほか、職員研修や各種講座の参加者にリーフレットを配布していく予定でございます。

⑤のアイヌ文化を発信する空間の管理運営では、平成31年3月にオープンをしましたミナパの管理運営に係る費用を計上しております。

次に、推進施策2「アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実」に移りたいと思います。

令和3年度の予算につきましては、今年度と比べて、約450万円の減額となっております。減額の理由としましては、今年度は小中高校生団体体験プログラム等で使用する道具の制作を計上しておりましたが、来年度は、その制作費用がないということによるための減額になります。

それでは、各施策の説明に移ります。

①の小中高校生団体体験プログラムでは、今年度53校で実施をしております。来年度は目標校数を80校に設定し、実施したいと思っております。

②の小中高校生団体体験プログラムは、今年度58校で実施、来年度は目標校数を50校に設定して実施をしていく予定でございます。

③、④の各種研修では、例年に引き続き、職員を対象として、アイヌ民族の歴史や文化等に関する研修を実施していきたいと思っております。

⑤の民族教育の充実では、団体体験プログラムと連携をしまして、ムックリの体験機会を提供していきますほか、希望する学校にトンコリの貸出しを行っていきたいと考えております。

次に、施策目標3「体験交流の促進の推進」施策1「札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出」に移りたいと思います。

令和3年度の予算は、今年度から約500万円増額しております。主な増減理由としましては、②のアイヌ文化交流センター機能の充実におけるアイヌ民族の講師が常駐する文化体験コーナーを設置する予定のほか、中庭改修に向けた設計委託の費用を計上しているものでございます。

①のアイヌ文化交流センターの運営では、アイヌ文化体験講座、アイヌ文化交流センターイベント、アイヌ民族古式舞踊、小中高校生団体体験プログラム、小中高校生団体出前体験プログラムを実施していく予定となっております。

②のアイヌ文化交流センターの機能の充実ですけれども、来館者が気軽にアイヌ文化に触れる機会を創出するため、アイヌ民族の講師が常駐する文化体験コーナーを設置する予定となっております。

そのほか、展示室内の展示品の詳細な情報を紹介するためのガイドアプリですとか多言語化に対応した説明プレートを充実させていきたいと考えております。

③の中庭改修に係る設計の実施では、アイヌ食文化の情報発信を目的として、今年度、

基本計画を策定しておりまして、次年度以降は、それに向けた設計の委託を実施していきたいと思っております。

④アイヌ文化交流センター広報パンフレットの作成では、アイヌ文化交流センターの見どころを紹介するパンフレットを作成していきたいと考えております。

次に、推進施策2「アイヌ文化の体験・交流の機会創出」に移りたいと思っております。

令和3年度の予算は、今年度とほぼ同額となっております。①、②のアイヌ文化交流センターイベント、アイヌ民族古式舞踊の実施は、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の観点からいずれも中止となっており、来年度の実施については、これらの状況を注視しながら実施に向けて検討していきたいと思っております。

次に、施策目標4「産業等の振興」の推進施策1「アイヌ文化のブランド化の推進」に移りたいと思っております。

令和3年度の予算は、今年度から約1,400万円の増額となっております。増減理由としましては、②のアイヌ文化のブランド化推進において、新たに販売会、展示会へのテスト出店や海外向けのアイヌ文化を紹介するためのPR映像の制作費用を計上しているためになります。

それでは、各施策の説明に移ります。

①の民芸品の定期販売会の実施では、民芸品の供給体制の強化ですとか担い手の確保を目的としまして、札幌駅前通地下歩行空間で、定期的な販売会を実施したいと考えております。

②のアイヌ文化のブランド化推進では、アイヌ文化に関連する商品等の開発ですとか海外向けのPR映像の制作を予定しております。

次に、推進施策2「アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進」ですが、こちらの令和3年度の予算につきましては、今年度の予算とほぼ同額となっております。①のウポポイを活用したアイヌ文化の発信では、町内会などを対象とした、ウポポイとアイヌ文化交流センターを巡るバスツアーの実施を予定しているものでございます。

次に、施策目標5「生活関連施策の推進」施策1「生活環境等の整備」ですが、今年度に引き続きまして、住宅新築資金等の貸付けですとか、アイヌ生活相談員、アイヌ教育相談員の配置、アイヌ民族の児童生徒への学習支援を引き続き実施していきたいと考えております。

最後に、その他の予算としまして、事務費ですとか、共同利用館運営費等の施策目標に分類されない予算をまとめて計上してございます。

私からの説明は以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

○飯田委員 質問が一つと、感想的な意見一つです。

一つ目は、1 ページ目の下の林産物の資源調査の実施ということで、今回、いろいろな形で進めるということで、これからということなのでしょうけれども、どのようなイメージというか、どういう形で発注して、どのような調査をするのか、もう少し膨らませて話すことができるのであれば、教えていただきたいというのが一つです。

二つ目は、私の感想ですが、2 ページ目の一番上のアイヌ文化体験講座の実施です。これは、私も自分の機会が合えばなるべく参加するようにしていて、参加させてもらって、非常に面白かったし、勉強になったし、参加している方々がどんなイメージを持たれるのかということも私なりに見ているのです。

その中で、木彫りの講座が2月の初めにありました。

一つよかったことは、非常に若い人、女性の方、あるいは木彫りをあまりやっただけの方々が積極的に参加されていて、主催者の方は、倍率は5倍あるのだというふうにも言われていました。

そういう意味では、非常に関心もあるし、運営すれば、場所の問題もあるのです。場所をどこでやるかとか、講師の方がどういう対応をされるかとか、いろいろあるのですが、今回の講師の方は、木彫りだけではなくて、アイヌ民族としての自分の生まれ育ちとか、いろいろな活動内容なども、長くではないですが、30分、40分くらい話されて、質疑応答もあって、それこそ差別の問題とか、自分は文化交流であちこち、戦後行った問題とか、いろいろな話をしてもらって、市民の方々が直接触れて、そういう話を聞けるという意味でも貴重な機会だったので、ぜひ今後も増やせるものなら増やすことも含めてご検討していただけたらと思っています。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまのご意見、ご質問について、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（山本制度担当係長） 私から、ご質問の資源調査に関してお答えさせていただきますが、次の議題（3）のアイヌ施策推進地域計画で簡単にご説明を予定しておりましたので、まずはそちらでお話をさせていただければと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○北委員 以前のアンケートで、4 ページの施策目標3、札幌市アイヌ文化交流センター、ピリカコタンのことなのですが、知らないという方が6割、知っているが行ったことがないという方を含めて8割以上の方があまり知らないという状況ですので、やはり、魅力のある展示物をお願いしたいと思っています。

それから、3の中庭改修に関わる設計の実施で、アイヌ料理に用いる自然素材などの見学スペースとしてリニューアルするための設計を実施すると書いてあります。アイヌ料理については、私もすごく大賛成で、できれば主婦目線ではレシピもちゃんとあって、パンフレットか何かで配布していただけるようになるとありがたいし、もし自然素材で手に入らないものがあれば、代用品も含めて書かれてあると助かります。なので、すごく楽しみ

にしております。

○松久委員長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 食文化のことでいろいろとご意見をいただきました。食文化については、これから整備をして、ハード面では中庭を整備していきますが、ソフト面でもこれからいろいろ考えていかなければならない中において、今の意見を参考にさせていただければと思います。

センターの認知度が低いといったところは、センターの魅力アップに向けて様々取り組んでまいりたいと考えております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○阿部委員 ここで言うことではないのかもしれませんが、札幌アイヌ協会のことで、前からお願いしているイオルの問題です。1 ページ目の推進施策2 の①です。

これは、委員の皆さんにもご理解していただきたいのですが、イオルというのは、今、白老が中核イオルで大々的に、平取もすごくやっているのです。約1 億円もお金を使ってアイヌ文化復興のためにやっているのですが、ほかは、札幌も含めて、ゼロが一つ足りないくらいの予算なのです。

今までは、アイヌ文化振興財団が、国として、道としてやるということでやってくれて、地方と連携したのですが、今度は、アイヌ施策推進法ができて、市町村と一緒にやりなさいということでやっているものですから、市としても、札幌アイヌ協会ともっとお話し合いをしていただきたいと思います。前の札幌市といろいろ計画を作って、こういう資料も持ってきて、本当は委員の皆様にも見てもらいたいです。そうすると、今、ピリカコタンというのが八剣山のところにありますけれども、あそこからずっと洞爺湖の中間くらいまで、札幌市がいろいろと行使できる何かがあるらしいのです。国有地ももちろんあるのですが、札幌市で使えるものが、10 年前くらいに私たちと話し合いをしたときにあったのですが、そういう計画があるので、ぜひこの大事なときに、アイヌも含めて日本人の方々に理解してもらうために、自然とアイヌ文化というのがどれだけ近いかということもあるので、ぜひイオルについてはしっかりと、地元のアイヌ協会と、それぞれ7 地区ですけれども、国も北海道も認めて、知事の文書から全部ありますので、ぜひこれから話し合いをしていただきたいと思います。委員の皆さんのご理解をよろしくお願いします。

以上、要望だけです。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○永宮委員 先ほどの北委員のお話のアイヌ文化交流センターの認知度を上げるということに絡むのですが、3 ページの教育関係でぜひお願いしたいことがあります。

①のアイヌ文化交流センターにおけるプログラムは、ぜひたくさんの方が行ければ

よいなと思っております。

本日、学校に教育旅行におけるバスの台数が増えても補助できますよという通知が来ておりました。同じように、こちらも無料送迎バスを出していただけるとありがたいのですが、先日もバスのお話をしましたが、例えば40人学級、2年前だと1台で行けたのですが、感染症対策で一つ席を空けなければならないので、今年度は40人でしたら2台のバスが必要です。ですから、ふだんと比べれば倍の数のバスがどうしても必要になってくるのです。

その金額がここに入っているかどうか分かりませんが、ぜひ、たくさんの学校が行けるように考えていただければと思います。

どうしても無理な場合は②の出前プログラムを頼むということになるかと思っています。

出前体験についても、実は今年度は、学校としては、外部の方をたくさん入れるのは無理だろうということで、決まっていたのに断ったケースが幾つもあったと思います。

次年度は、感染症対策が明らかになってきていますので、恐らくそういうことはないと思うのですが、たくさんの学校が参加できるように宣伝していただけるとありがたいなと思っています。

④の新採用職員、特に教員ですけれども、やはりアイヌ民族と親しむということプラス、人権について学ぶということ、教員についてはさらに必要なのところがあると思いますので、ぜひそちら力を入れていただければと思っています。

最後に、⑤の体験ですけれども、特にムックリですね。前も申し上げましたけれども、とても楽しくて、簡単で、ちょっと頑張ればできるものなので、ただ、どうしても口に近づけずから、今の感染症対策、いくらワクチンがあったとしても、回すわけにはいかない状況ですので、なるべく多くの子の手に渡るように、なんとか考えていただければありがたいなというふうに思っています。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○栗原委員 ただいまの永宮委員のお話でもあったのですが、全ての施策が今のコロナ禍の中の、どのように変わっていくかということも、当然含んで作られていると思うのですが、例えば、2ページの施策目標2の②で、大型イベントでの啓蒙活動というのがありますけれども、リアルでできるのかどうかというのは、まだまだご判断難しいところがあるかと思っています。

では、できなかつたから、できませんでしたねということなのか、あるいはオンラインとか、いろいろなやり方があるのかなと思います。

既に、腹案はお持ちだとは思いますが、その辺のところをぜひ頑張っていただきたいという要望でございます。

以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの点について、事務局の方で何かお考えのところなどございますでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 体験プログラムにつきましては、実際にピリカコタンに行く校数としては、80校を予定してまして、バスのほうも80台は予定しております。

あとは、学校規模によって、永宮委員がおっしゃったように、台数が変わってくるので、その辺は調整させていただきたいと思えますし、出前ということでアイヌ民族の方が学校に行く体験プログラムも、今、照会をかけているところですが、かなり応募がある状況になってございます。ムックリも、作る方の作れる本数にはよりますが、できるだけ多くの児童生徒に行き渡るように調達を検討していきたいと思えます。

大型イベントは、栗原委員がおっしゃったように、これから先、まだわからない状況ではありますけれども、イベント主催者と調整を図らせていただいて、オンラインがよいのか、違う方法があるのかどうかを検討させていただければと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○多原委員 5ページの産業等の振興のアイヌ文化のブランド化の推進の1、民芸品の定期販売の実施についてですが、現在、常設の販売場所がないわけです。昨年も何回か定期的に実施しましたが、これについて、ここに書かれているように、供給体制の強化や人材育成、アイヌ民芸品は手作りのものが半数以上を占めています。そこがとてもよいところですが、こういったところに力を入れなければ、求められていても、工芸家の制作が追いつかないという状態もありますので、常設販売店の設置はいつ頃なのか、次年度の工芸品の販売会は、どの程度でされるのか、今後の供給体制と人材育成をどのようにされるのか、何かありましたらお聞きしたいと思えます。

○松久委員長 ただいまの点につきまして、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 販売会ですけれども、今年度は4回実施して、来年度は3回の実施を予定しております。

常設店につきましては、固定でお店を構える方法もあるでしょうし、販売するスペースを一部分けてもらうとか、いろいろな方法があると思っております。やり方につきましては、今年度検討を重ねまして方針をお示しできればと思っております。

こういう販売会を通じまして、供給体制の強化などに寄与できればと思っております。ただ、多原委員がおっしゃったように、手作りということで、時間がかかるということもありますので、できるだけ早く、販売会の日程などはお知らせして、作り手に無理がかからないよう調整を図りたいと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○本田委員 今、多原委員のおっしゃっていた常設のショップは、ここ数年来ずっとお願

いされてきていることで、確かそのための調査がこれまで継続的に行われてきていると思うのです。その結果をいつ頃、どういう形で私たちも知ることができますでしょうか？この間ずっとお願いし続けているような気がするのですけれども、何らかの形のものを提示していただきたいと思います。

また、これは要望ですけれども、1ページ目の推進施策1の①です。先ほど、体験講座の内容等は今後検討とおっしゃったのですけれども、そろそろ4月になってしまいますので、大体どのような内容の講座を、いつ頃から始めるのか、その内容も含めて、いつ頃それが受講を希望する人に明らかになるのかという目処だけでも結構ですので、お知らせいただければと思います。

○松久委員長 ただいまのご質問につきまして、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ文化体験講座の件ですけれども、アイヌ民族の人たちが望む講座とするため、民族の方から、どういう内容の講座をやりたいとか、どこでやりたいかなどと、いろいろアンケートを取った上で、我々だけではなく、アイヌ民族の方たちと意見交換を重ねながら、アイヌ民族の方が望むような講座にしたいと思っておりますので、今、どういう形でというのは出来上がっていない状況です。これから積み上げていきたいと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

議題（3）アイヌ施策推進地域計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山本制度担当係長） それでは、報告案件になりますが、アイヌ施策推進地域計画について、私から説明をさせていただきます。

こちらのアイヌ施策推進地域計画について、掲載内容の一部を変更する手続を行いました、国の認定を受けました。

この報告案件につきましては、お配りしました資料4の新旧対照表、資料5、アイヌ施策推進地域計画をお配りしておりますが、主に資料4をご覧いただきながら、今回の変更箇所につきまして説明させていただきます。

今回の変更箇所は4点ございます。

まず、1点目は、新旧対照表の3ページから4ページにかけて掲載しております3の(3)、数値目標の下のほうにある民族共生象徴空間バスツアー参加者という数値目標につきまして、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしましたので、当初、年間1,000人という参加者の目標数値を掲載しておりましたものを削除しています。

続きまして、変更点の2点目は、新旧対照表の4ページから5ページにかけて掲載しております、6の(1)から(3)の各事業の事業費ですが、こちらにつきましては、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました事業費の減額等を反映した修

正になります。

続きまして、変更点の3点目は、新旧対照表の5ページから6ページにかけて掲載している9の(2)、いわゆるアイヌ施策推進法第10条第4項に基づきまして、国有林野での採取を想定する林産物の内容の変更ということになります。

これは先ほどご質問がございました点に関する件ですが、以前、この委員会のご審議の中でも、この地域計画に掲載する林産物について見直しをしてはどうかといったご指摘がございましたことを踏まえて、改めて掲載内容を検討し、修正を行ったものになります。

最後に、新旧対照表上は省略しておりますが、資料5、地域計画の終わり3ページに掲載しております令和5年度までの事業実施スケジュールです。こちらにつきまして、令和2年度は延期とした事業や新規事業を令和3年度の各欄に追記しました。

修正点は以上の4点になりますが、3点目にご紹介しました林産物の内容変更について、補足の説明をさせていただきます。

資料5の7ページをご覧ください。

こちらに掲載しております、林産物につきまして、アイヌ民族の方々が伝統文化活動上、必要とするものは、もっと多くの種類があるということは、先の委員会の中でもご審議の中で伺いをしておりますし、本市といたしましても、当初はこちらにお示ししているものよりも、もっと多くの林産物を対象として調整を進めることを想定しておりました。

しかしながら、この地域計画に掲載します林産物は、実際に国有林野において採取するに当たり、国と共用林野契約を締結することが必要となりまして、さらには、その前提として、まずは各林産物に関し、その資源量あるいは分布状況の調査をすることが必要とされております。

この資源調査に当たりまして、当初想定しておりましたたくさんの林産物について調査を実施するとした場合、調査の費用が大変高額となることが積算の過程で判明しました。

予算上、その経費を捻出するに当たりましては、一つ前の議題でご報告いたしました令和3年度の様々な事業費を、それぞれ削減するということが必要となってまいりますため、調査内容の縮小を余儀なくされた経緯がありました。

こうした経緯から、やむなく、当初想定しておりました林産物の中から特に必要と考えられるものを絞り、今回お示しをしました内容に至ったところでございます。

結果という形でお示ししました内容に関しては、様々なご意見もあるかと存じますが、そうした経緯があったということにつきましては、どうかご理解をいただきたいと思います。

なお、こちらの地域計画と対になる、令和3年度アイヌ政策推進交付金事業計画に関しても、現在申請手続を行っているところですが、国の認定時期が新年度になるということでしたので、具体的な内容につきましては、また別の機会にご説明をさせていただければと思います。

報告案件のアイヌ施策推進地域計画について説明は以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

○本田委員 今回の林産物の件ですけれども、具体的にはどのような方法でされるのかということを知りたいです。

○事務局（山本制度担当係長） 端的に申しますと、こういった調査を専門にしております事業者には業務委託をする形を想定しております。

○本田委員 そのときにお願いなのですが、例えば、お料理に使うキハダとかは、森林管理署の署長さんにお伺いすると、ありますよとおっしゃるのです。でも、どこにあるかが分からないということで、いざ採りに行きたいと思っても、そこにたどり着けないということがほとんどなのです。この森の中に何本ありますというような調査ではなく、スポットで落としていくとか、具体的にアクセスできるような調査をしていただかないと、せっかくの調査が無駄になるような気がします。そうすると、お金がまたかかってしまうのかもしれませんが、ぜひ使い勝手のよい調査にさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

3. その他

○松久委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

3その他ですが、委員の皆様から何かございましたらお出しいただきたいと思います。

○多原委員 先ほど、パブリックコメントの中でも、委員の選任についての意見があったと聞きました。今回、この推進委員会に提言をさせていただきます。

2ページほどありますので、聞いていただきたいと思います。

今後、札幌市のアイヌ施策について、アイヌ女性の複合差別撤廃に向けての施策が行われるよう、ここに提言させていただきます。

1979年第34回国連総会において女性差別撤廃条約が採択され、1981年に発効し、日本政府はこれを1985年に批准しました。

締約国は、4年ごと、もしくは委員会の要請に応じて報告書を提出しなければなりません。

また、人種差別撤廃委員会では、2000年、人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的な性格を有する勧告25を採択して、人種差別が女性と男性に等しく、または同じような態様で影響を及ぼすわけでは必ずしもないことに注目すると勧告しております。

2000年には、ザグレブにおいてジェンダー差別と人種差別に関する専門家会議報告において、歴史的にジェンダー差別と人種差別を含むその他の形態の差別は並列的に考え

られてきた。しかし、様々な差別が女性と男性は異なる形で影響することが考えられる。様々な形態の差別の交差を含む女性に対する差別の動態をより包括的に分析することの必要性が増したと報告されています。

第4回世界女性会議でも、同様の認識が示されました。

このように、国際社会においては、いわゆるマイノリティー女性が被る複合差別の概念が確立して、国連も積極的に勧告などを出して、その撤廃に向けて働きかけています。

言うまでもなく、アイヌ女性は複合差別の被差別者です。長い被差別の歴史を持ち、現在においても、その困難な生活と社会的地位の低さは変わっておりません。

2019年に発表された、北海道大学アイヌ先住民研究センターの北海道アイヌ民族生活実態調査報告その6は、男性より女性のほうが、民族差別を受けていることを明らかにしています。

また、2017年度の北海道庁の調査では、性別による複合差別は複合差別全体の中で22%を占めております。加えて、私たちが2017年に行った調査では、医療、教育、育児等において、アイヌ男性よりも負担が大きいことが明らかになりました。

私たちは、このアイヌ女性に対する複合差別を撤廃するため、いかにしてその差別の現実を見える形に表し、マジョリティーの意識変革につなげることができるかを考え、女性差別撤廃条約や人種差別撤廃条約等の国際人権規約の活用によって、国や自治体に条例や法の整備を促すべく、これまで様々な活動を行ってきました。

2003年から2016年まで、国連女性差別撤廃委員会における日本政府報告会に3度参加し、ロビー活動を重ねて、アイヌ女性の複合差別撤廃を訴えてきました。

結果、委員会からは、日本政府に、教育、仕事、健康、社会福祉、暴力の調査と改善の施策を行うことを求める勧告が出されました。

また、内閣官房のアイヌ総合政策室に対して、アイヌ女性の実態調査報告書を提出しました。

自主的に行った、この実態調査は、マジョリティーの女性と比べても、北海道アイヌ生活実態調査と比べても、明らかに複合差別の深刻な現実が明らかになっています。

アイヌ政策を実現する超党派議員連盟の会議に参加して、「アイヌ女性の権利確立」と題する発言の場をいただき、これがきっかけとなり、北海道アイヌ生活実態調査の設問項目に複合差別が入りました。

また、日本スローフード協会との連携の下、先住民族テッラマードレ、アジア環太平洋inアイヌモシリを開催したりする活動を行っています。この活動は、食文化をテーマとした、アイヌ文化の伝承と理解を広げる活動ですが、先住民族の権利保障や人権問題も議論しております。しかし、その後、行政におけるアイヌ女性の複合差別に対する対策は全く行われず、差別に呻吟するアイヌ女性の声を酌み取るシステムもつくられずに放置されてきました。もちろん、何の施策も行われておりません。

2019年に成立したアイヌ新法の附帯決議に、政府は本法の施行に当たっては、次の

諸点に留意し、その運用について遺漏なきよう期すべきであるとし、第一に、先住民族の権利に関する国際連合宣言の趣旨を踏まえ、並びに過去の国会決議及び本法に基づき、アイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めることとあります。

アイヌ女性の苦難は、過去のことではなく、今も続いています。この項目には、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるように努めることとありますが、アイヌ女性の声を聞くシステムもなく、どうしてアイヌ女性の自主性を尊重し、その意向が十分に反映される施策が行われることができるでしょうか。

この規定はアイヌ女性のことではないと言うならば、それこそ、紛れもない複合差別です。これは、先住民族の権利をうたっていますが、国会の附帯決議が自治体の規範となるべきものです。当事者の声を聞かないことは、何重もの差別であります。

現在、世の中は、ジェンダーの平等と多様性が社会規範として確立しつつあります。しかし、アイヌ女性の意見表明の場はなく、アイヌ施策の意思決定の場に参画できず、主体的に意見表明することすらできません。

そこで、アイヌ施策推進委員会において、以下のことを実現するべく提言させていただく次第です。

札幌市において、これまで放置されてきた、アイヌ女性の複合差別問題に取り組むべく、複合差別に直面しているアイヌ女性が発言し、その声をしっかりと聞き取れる体制をつくること。このように、上記の活動の実績やそこで培ったネットワークから、全国のアイヌ女性の声を代表するメンバー複数人を札幌市アイヌ施策推進委員会の委員として登用すること、また、同様に交付金事業における、地域計画策定の意思決定過程に同様にメンバーを参画させることを求めます。

今後、札幌市におけるアイヌ施策について、複合差別の観点に十分配慮した施策を行うこと。

以上、現在も複合差別に呻吟し、物言えぬ状態にあるアイヌ女性の声を代弁して提言させていただきます。

どうぞ、提言の趣旨をよろしくご理解の上、ご協力をお願いいたします。

ありがとうございます。

○松久委員長 どうもありがとうございました。

ご提言を承ったということで、引き取らせていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、事務局からいかがでしょうか。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 本日は、長時間に渡りご議論いただきありがとうございました。

次回委員会の開催につきましては、令和3年5月頃を予定しております。

またその時期になりましたら、スケジュール調整をさせていただきたいと思えます。

皆さん、お忙しいことと思えますが、ご参加いただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

4. 閉 会

○松久委員長 本日は、長時間に渡り、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和2年度第4回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了します。

以 上